



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月31日月曜日 第2557号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則…（循環型社会推進課）…… 1
 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則……（障害福祉課）……13
 愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則……（農地整備課）……17

教育委員会規則

愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則……（特別支援教育課）……18

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……（人事委員会事務局）……19

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程及び愛媛県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程……（公営企業管理局総務課）……19

規 則

○愛媛県規則第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

愛媛県知事 中村時広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）</p> <p>（個人である場合）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">（ふりがな） 氏 名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>（法人である場合）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">（ふりがな） 名 称</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">代表者氏名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（ふりがな） 氏 名	住 所							（ふりがな） 名 称	代表者氏名	住 所				<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">（ふりがな） 氏 名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> </table>	（ふりがな） 氏 名	住 所						
（ふりがな） 氏 名	住 所																						
（ふりがな） 名 称	代表者氏名	住 所																					
（ふりがな） 氏 名	住 所																						

役員		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	省略	
省略		

省略

注 1～9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(12) 省略

(13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(16) 省略

11～13 省略

様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	住 所

（法人である場合）

(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名又は名称	省略	
省略		

省略

注 1～9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(12) 省略

(13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し又は登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

(16) 省略

11～13 省略

様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	住 所

役員		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	省略	
省略		
省略		

注 1～9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(12) 省略

(13) 申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(16) 省略

11・12 省略

様式第9号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略		
変更の内容（軽微な変更等がある場合）	省略	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の4（第6号を除き、省令第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更	
	省令第5条の4第6号の事項の変更	
	法定代理人、株主及び出資をしている者が法人である場合のこれらの者に係る変更	
	(ふりがな) 名 称	代表者氏名
		住 所
法定代理人、株主及び出資をしている者が個人である場合のこれらの者並びに役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。以下同じ。）及び使用人に係る変更		

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名又は名称	省略	
省略		
省略		

注 1～9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)～(12) 省略

(13) 申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し又は登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

(16) 省略

11・12 省略

様式第9号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略		
変更の内容（軽微な変更等がある場合）	省略	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の4（同省令第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更	

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

省略

注 1 ~ 3 省略

4 「省令第5条の4第6号の事項の変更」の欄には、該当する全ての者を記載すること。

5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 届出者の法定代理人、株主及び出資をしている者(これらの者が個人である場合に限る。)、役員並びに使用人に係る変更がある場合には、これらの者の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)

(4) 届出者の法定代理人、株主及び出資をしている者(これらの者が法人である場合に限る。)に係る変更がある場合には、これらの者の登記事項証明書

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

省略

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所

役員

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

省略

注 1 ~ 3 省略

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

省略

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏 名	住 所

役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	省略	
省略		
省略		

注 1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が法第7条第5項第4号中に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(9) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

(10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略		
認可の年月日及び認可番号	省略	
役員		
（ふりがな） 氏 名	省略	
省略		
省略		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者		
（ふりがな） 氏 名	省略	
省略		
省略		

注 1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ 役員の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住

役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏名又は名称	省略	
省略		
省略		

注 1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が法第7条第5項第4号中に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(9) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し又は登記事項証明書

(10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略		
許可の年月日及び許可番号	省略	
役員		
（ふりがな） 氏名又は名称	省略	
省略		
省略		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者		
（ふりがな） 氏名又は名称	省略	
省略		
省略		

注 1～6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ 役員の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住

民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

カ・キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ 役員となる者の住民票の写し

オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

カ 省略

8・9 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	住 所	
（法人である場合）		
（ふりがな） 名 称	代表者氏名	住 所
役員		
（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所
省略		

民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）又は登記事項証明書

オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

カ・キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ 役員となる者の住民票の写し又は登記事項証明書

オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

カ 省略

8・9 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略	
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）	
（ふりがな） 氏 名	住 所
省略	

注 1 ~ 3 省略

4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 相続人が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(7) 省略

6 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、5(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 相続人が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(7) 省略

5 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、4(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

(愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再生輸送業者の指定の申請等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>(12) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書</p> <p>(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書</p> <p>(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分</p>	<p>(再生輸送業者の指定の申請等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び _____ 登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p> <p>(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類</p> <p>(12) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書</p> <p>(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書</p> <p>(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分</p>

の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(16) 省略

3～7 省略

(再生生活業者の指定の申請等)

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(9)・(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

(16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(17) 省略

3～7 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略		
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所

の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び

後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び

後見登記事項証明書

(16) 省略

3～7 省略

(再生生活業者の指定の申請等)

第3条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び

(9)・(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び

(16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び

(17) 省略

3～7 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略		
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所

役員

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	省略	
	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

(8)・(9) 省略

(10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名又は名称	省略	
	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1)~(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び

_____ 登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

(8)・(9) 省略

(10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類

(12) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書

- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書 _____
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） _____
- (15) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書 _____
- (16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名 称	代表者氏名	住 所
役員		
（ふりがな） 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	省略	
	省略	
省略		

注 1～5 省略

- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書又は登記事項証明書
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書又は登記事項証明書 _____
- (15) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び _____ 後見登記事項証明書 _____
- (16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏名又は名称	省略	
	省略	
省略		

注 1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(9)・(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(16) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用者変更指定申請書

省略		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び

_____ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(9)・(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び_____ 後見登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び_____ 後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び_____ 後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(16) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び_____ 後見登記事項証明書

(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用者変更指定申請書

省略		
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所
役員		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	省略	
	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア~カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

ク・ケ 省略

コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

サ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

シ 申請者が法 第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、

役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名又は名称	省略	
	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること(再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア~カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び _____ 登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

ク・ケ 省略

コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 _____

サ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類

シ 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、

その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

ス 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記事項証明書

タ 省略

(2) 省略

その法定代理人の住民票の写し及び
後見登記事項証明書

ス 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び
後見登記事項証明書又は登記事項証明書

セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び
後見登記事項証明書又は登記事項証明書

ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び
後見登記事項証明書

タ 省略

(2) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第1号、様式第8号、様式第16号若しくは様式第17号又は第2条の規定による改正前の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第1号、様式第3号若しくは様式第5号の規定による申請書は、第1条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第1号、様式第8号、様式第16号若しくは様式第17号又は第2条の規定による改正後の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第1号、様式第3号若しくは様式第5号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第21号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

第1条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県の設置する助産施設又は母子生活支援施設（以下「県設置施設」という。）において市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。）が助産の実施等 をした場合において、法第50条第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。</p> <p>(費用徴収額の調査)</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び 市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の長を除く。以下同じ。）が法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）をした場合において、法第50条第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。</p> <p>(費用徴収額の調査)</p>

第 3 条 省略

2 地方局長又は児童相談所長（以下「地方局長等」という。）は、助産の実施等又は措置若しくは委託をしたときは、措置児童等について費用徴収額調査表を作成しなければ

_____ならない。

3 知事は、県設置施設において市町長が引き続いて助産の実施等_____をしている妊産婦及び母子については、毎年度、6月末日、費用徴収額調査表により調査を行うものとする。

4 地方局長等は、引き続いて助産の実施等又は措置若しくは委託をしている妊産婦、母子及び児童については、毎年度7月1日現在において費用徴収額調査表を作成しなければ

_____ならない。

（費用徴収額の決定）

第 4 条 知事又は地方局長等は、前条の調査表により措置児童等について別表_____に定める徴収金基準額表によつて徴収額を決定するものとする。

（徴収額の減免）

第 6 条 省略

2 前項の規定により徴収額の減免を受けようとするときは、県設置施設における市町長の助産の実施等_____に係る者にあつては知事に、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等に徴収額減免申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 省略

4 第2項の規定により申請書が提出された場合において、減免することが不適当と認めるときは、徴収額減免申請却下通知書（様式第5号）によりその旨を、県設置施設における市町長の助産の実施等_____に係る者にあつては知事が、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等が申請者に通知するものとする。

別表_____（第4条関係）

徴 収 金 基 準 額 表

第 3 条 省略

2 地方局長又は児童相談所長（以下「地方局長等」という。）は、助産の実施等又は措置若しくは委託をしたときは、措置児童等について費用徴収額調査表を作成するとともに、児童相談所長にあつては、法第63条の3第1項の規定により措置又は委託をした者が当該措置又は委託をした日の属する月の初日において20歳以上である場合は、収入申告書（様式第1号の2）を、当該措置若しくは委託をした者又はその扶養義務者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第20条若しくは第21条に規定する保護者（以下「扶養義務者等」という。）から徴さなければならぬ。

3 児童相談所長は、法第31条第3項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定により在所期間を延長した者又は法第63条の3第1項の規定により措置若しくは委託をした者が20歳になつたときは、その日（その日が月の初日以外の日であるときは、翌月の初日）において費用徴収額調査表を作成するとともに、収入申告書を、当該在所期間を延長した者若しくは当該措置若しくは委託をした者又はそれらの扶養義務者等から徴さなければならぬ。

4 知事は、_____市町長が引き続いて母子保護の実施をしている_____母子については、毎年度、6月末日、費用徴収額調査表により調査を行うものとする。

5 地方局長等は、引き続いて助産の実施等又は措置若しくは委託をしている_____母子及び児童については、毎年度7月1日現在において費用徴収額調査表を作成するとともに、児童相談所長にあつては、その児童が20歳以上である場合は、収入申告書を、当該児童又はその扶養義務者等から徴さなければならぬ。

（費用徴収額の決定）

第 4 条 知事又は地方局長等は、前条の調査表により措置児童等について別表第1_____に定める徴収金基準額表によつて徴収額を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、措置児童等（助産施設又は母子生活支援施設に入所している者を除く。）が20歳以上の場合には、前条の調査表又は収入申告書により、当該措置児童等にあつては別表第2に定める徴収金基準額表によつて、その扶養義務者にあつては別表第1に定める徴収金基準額表によつて徴収額を決定するものとする。

（徴収額の減免）

第 6 条 省略

2 前項の規定により徴収額の減免を受けようとするときは、_____市町長の母子保護の実施に係る者にあつては知事に、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等に徴収額減免申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 省略

4 第2項の規定により申請書が提出された場合において、減免することが不適当と認めるときは、徴収額減免申請却下通知書（様式第5号）によりその旨を、_____市町長の母子保護の実施に係る者にあつては知事が、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等が申請者に通知するものとする。

別表第1_____（第4条関係）

徴 収 金 基 準 額 表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月 額)	
階層区分	定義	入所施設	母 子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所
省略			

備考

1 この表は、知事、地方局長又は児童相談所長が助産の実施等をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合、法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施をした場合及び県設置施設において市町長が助産の実施等をした場合に適用する。

2 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日付け障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 省略

4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月 額)	
階層区分	定義	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所
省略			

備考

1 この表は、知事、地方局長又は児童相談所長が助産の実施等をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合及び市町長が母子保護の実施をした場合に適用する。

2 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設

_____、乳児院

 _____、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び
 び里親並びに障害児入所施設及び指定医療機関（児童を
 入院させるものに限る。以下同じ。）をいう。

5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す
 算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す
 民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任
 手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評
 価受審費加算費、賃借費加算費、保育機能強化加算費、
 知的障害児自活訓練事業加算費、スプリングラー保守管
 理等費及び里親手当の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する
 世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この
 表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零
 円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいい、児童自
 立生活援助事業所の入所児童を含む。）

(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる
 障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児
 若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児入
 所施設又は指定医療機関を利用する障害児、障害者の
 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 （平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給
 者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項
 までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者
 に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除
 く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア～エ 省略

(4) 省略

7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場
 合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も
 多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施
 設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつて
 その措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、
 _____、措置児童等の属する世帯の扶
 養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給
 付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支
 給されている場合における当該

_____世帯に係る徴収金基準額について
 は、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設
 に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所
 児童の人数-1）」_____（当該世帯に
 おける措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援
 施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部

_____の徴収金基準額である場合は、当該世帯

設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、
 肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身
 障害児施設、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及
 び里親
 _____をいう。

5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す
 算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す
 民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任
 手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、里親手当
 及び保護受託者手当

_____の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する
 世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この
 表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零
 円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう
 _____。）

(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる
 障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児
 若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施
 設 _____を利用する障害児、障害者自
 立支援法
 （平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給
 者（同法第5条第6項、第7項又は第14項から第16項
 までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者
 に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除
 く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア～エ 省略

(4) 省略

7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場
 合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も
 多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施
 設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつて
 その措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18
 年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶
 養義務者が、

_____法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支
 給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援
 法第5条第8項の児童デイサービスを利用している場合
 は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額について
 は、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設
 に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所
 児童の人数-1）」_____を当該世帯に係る上限（当該世帯に
 おける措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援
 施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児
 施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年
 12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次
 官通知）（以下「1218002号通知」という。）」の別表4

1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定め
 る知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由
 児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯

における施設入所児童の徴収金基準額の合算額)を当該世帯に係る上限

とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。

- 8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、零円とする。

9・10 省略

注1・2 省略

- 3 徴収額は、徴収金基準額がその月におけるその措置児童等に係る措置費等の支弁額

を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

様式第6号(別表 関係) 生活困窮世帯認定申請書

省略

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)別表備考6(4)の規定の適用を受けたいので申請します。

省略

注1・2 省略

- 3 調査者の意見欄は、児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表備考6(4)の規定を適用することが適当かどうかを記入すること。

における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第24条の2に規定する障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に規定する日前の法に基づき1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに

法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。

- 8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び 母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、零円とする。

9・10 省略

注1・2 省略

- 3 徴収額は、徴収金基準額がその月におけるその措置児童等に係る措置費等の支弁額(その措置児童等が別表第2により徴収を受ける場合には、当該措置児童等に係る徴収金基準額を控除した残額)を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

様式第6号(別表第1関係) 生活困窮世帯認定申請書

省略

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)別表第1備考6(4)の規定の適用を受けたいので申請します。

省略

注1・2 省略

- 3 調査者の意見欄は、児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表第1備考6(4)の規定を適用することが適当かどうかを記入すること。

第2条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2を削る。

様式第1号の2を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則様式第6号の規定による申請書は、第1条の規定による改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則様式第6号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第22号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県土地改良法施行細則（昭和40年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第19号（第18条関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 申請者が農業協同組合、<u> </u>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の場合にあつては、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土地改良法第100条第1項の同意があつたことを証する書面及び総会（総会を置かない<u> </u>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、当該<u> </u>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の理事が組織する会議）の議事録の謄本</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>4・5 省略</p>	<p>様式第19号（第18条関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 申請者が農業協同組合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体<u> </u>の場合にあつては、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土地改良法第100条第1項の同意があつたことを証する書面及び総会（総会を置かない<u>農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体</u><u> </u>にあつては、当該<u>農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体</u><u> </u>の理事が組織する会議）の議事録の謄本</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>4・5 省略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡義勝

愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則

愛媛県障害児就学指導委員会設置規則（昭和49年愛媛県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県教育支援委員会設置規則</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害のある児童・生徒の適切な就学及び一貫した教育支援の充実に図るため、<u>愛媛県教育支援委員会</u>（以下「<u>教育支援委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 <u>教育支援委員会</u>は、次の各号に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その他適切な就学先の決定を支援するために必要な事項（組織）</p> <p>第3条 <u>教育支援委員会</u>は、27人以内の委員で組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第5条 <u>教育支援委員会</u>に、会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会長は、<u>教育支援委員会</u>を代表し、会務を掌理する。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県障害児就学指導委員会設置規則</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害のある児童・生徒の就学の適正<u> </u>を図るため、<u>愛媛県障害児就学指導委員会</u>（以下「<u>就学指導委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 <u>就学指導委員会</u>は、次の各号に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その他就学指導のための<u> </u>必要な事項（組織）</p> <p>第3条 <u>就学指導委員会</u>は、27人以内の委員で組織する。</p> <p>2 省略</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第5条 <u>就学指導委員会</u>に、会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会長は、<u>就学指導委員会</u>を代表し、会務を掌理する。</p>

4 省略
(会議)

第6条 教育支援委員会の会議は、会長が招集する。

2・3 省略
(調査員)

第7条 教育支援委員会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2・3 省略
(庶務)

第8条 教育支援委員会の庶務は、特別支援教育課において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

4 省略
(会議)

第6条 就学指導委員会の会議は、会長が招集する。

2・3 省略
(調査員)

第7条 就学指導委員会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2・3 省略
(庶務)

第8条 就学指導委員会の庶務は、特別支援教育課において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、就学指導委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1143

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
部 局	公 職	区 分	部 局	公 職	区 分
知事の事務 部局	省略	1種	知事の事務 部局	省略	1種
	部付（本庁部長同格者及び本庁局長（国体局長を除く。）同格者に限る。）			部付（_____本庁局長（国体局長を除く。）同格者に限る。）	
	省略			省略	
省略	省略		省略	省略	
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県立病院料金規程及び愛媛県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年3月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県立病院料金規程及び愛媛県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程

（愛媛県立病院料金規程の一部改正）

第1条 愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

第1条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の8を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条 条例第6条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

別表第1（第2条関係）

名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	普通診断書	1部	2,300円	
	死亡診断書	1部	3,200円	
	恩給診断書	1部	5,100円	
	各種年金診断書			
	生命保険診断書			
	死体（胎）検案書	病死	1部	5,900円
変死		1部	10,000円	
文書料	普通証明書	1部	1,700円	省略
	出産証明書			
	死産証明書			
	診療費納付証明書	1部	1,300円	
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	800円	
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	4,400円		
人間ドック	1日間	1回	42,000円	
	2日間（通院）	1回	49,000円	

改 正 前

第1条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条 条例第7条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

別表第1（第2条関係）

診断書料	普通診断書	1部	2,410円	
	死亡診断書	1部	3,360円	
	恩給診断書	1部	5,350円	
	各種年金診断書			
	生命保険診断書			
	死体（胎）検案書	病死	1部	6,190円
変死		1部	10,500円	
文書料	普通証明書	1部	1,780円	省略
	出産証明書			
	死産証明書			
	診療費納付証明書	1部	1,360円	
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	840円	
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	4,620円		
人間ドック	1日間	1回	44,100円	
	2日間（通院）	1回	51,450円	

PET がんど ック	1日間	1回	93,000円 (団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、 <u>83,620</u> 円)	PET がんど ック	1日間	1回	97,650円 (団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、 <u>87,800</u> 円)
	2日間(通院)	1回	124,000円 (団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、 <u>111,580</u> 円)		2日間(通院)	1回	130,200円 (団体割引、 家族割引、リ ピート割引又 は紹介状割引 の適用を受け る場合にあつ ては、 <u>117,100</u> 円)
脳ド ック		1回	33,650円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>24,080</u> 円)	脳ド ック		1回	35,330円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>25,280</u> 円)
骨塩量 検査料		1回	8,600円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>3,600</u> 円)	骨塩量 検査料		1回	9,030円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>3,780</u> 円)
乳がん 検診料		1回	11,180円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>6,180</u> 円)	乳がん 検診料		1回	11,730円 (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、 <u>6,480</u> 円)
頸動脈 超音波 検査料	人間ドックと併せて受 ける場合	1回	5,500円	頸動脈 超音波 検査料	人間ドックと併せて受 ける場合	1回	5,770円
B型肝 炎検査 料	H B V分子系統解析検 査	1回	22,500円	B型肝 炎検査 料	H B V分子系統解析検 査	1回	23,620円
	H B Vサブジェノタイ プ判定検査	1回	12,000円		H B Vサブジェノタイ プ判定検査	1回	12,600円
省略				省略			
人工妊 娠中絶 料	妊娠満12週未満	1件	62,000円	人工妊 娠中絶 料	妊娠満12週未満	1件	65,100円
	妊娠満12週以上満16週 未満	1件	104,000円		妊娠満12週以上満16週 未満	1件	109,200円
	妊娠満16週以上満22週 未満	1件	108,000円		妊娠満16週以上満22週 未満	1件	113,400円
			省略				省略

避妊器具挿入料		1 件	41,000円	省略
避妊器具除去料		1 件	9,400円	省略
妊産婦定期診察料		1 回	4,900円	
乳児定期診察料		1 回	5,200円	
省略				
新生児介補料		1 日	7,660円	
衣服等貸与料	おむつ等	1 日	280円	
	肌着	1 日	110円	
予防接種料		1 回	薬剤料、注射料及び初診料又は再診料の合計金額に相当する額に____、特別初診料に相当する額を加算した額	
乳房マッサージ料		1 回	2,300円	
	初検料	1 回	2,580円	

避妊器具挿入料		1 件	43,050円	省略
避妊器具除去料		1 件	9,870円	省略
妊産婦定期診察料	消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1 回	4,900円	
	上記以外のもの	1 回	5,140円	
乳児定期診察料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1 回	5,200円	
	上記以外のもの	1 回	5,460円	
省略				
新生児介補料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1 日	7,660円	
	上記以外のもの	1 日	8,040円	
衣服等貸与料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	おむつ等	1 日	280円
		肌着	1 日	110円
	上記以外のもの	おむつ等	1 日	290円
		肌着	1 日	110円
予防接種料		1 回	薬剤料、注射料及び初診料又は再診料の合計金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額（10円未満切捨て）に、特別初診料に相当する額を加算した額	
乳房マッサージ料		1 回	2,410円	
	初検料	1 回	2,700円	

施術料	1術（はり又はきゆうを施術した場合）	1回	3,500円	
	2術（はり及びきゆうを施術した場合）	1回	4,000円	
施きゆう指導料		1回	1,100円	
人工授精料		1回	6,010円	
死後処置料		1回	3,990円	
エックス線フィルム複製料	半切	1枚	650円	
	大角	1枚	520円	
	大四ツ切	1枚	430円	
	四ツ切	1枚	290円	
	六ツ切	1枚	250円	
	光ディスク	1枚	1,000円	
省略				
特別初診料	愛媛県立中央病院	1回	3,000円	
	愛媛県立今治病院	1回	1,500円	
	愛媛県立新居浜病院	1回	750円	
セカンドオピニオン外来料		1回	5,190円	
面談料		1回	5,000円	
長期入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号に規定する者以外の者が入院した場合	1日	告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じ、1点の単価を10円として計算した額	
施術料	1術（はり又はきゆうを施術した場合）	1回	3,670円	
	2術（はり及びきゆうを施術した場合）	1回	4,200円	
施きゆう指導料		1回	1,150円	
人工授精料		1回	6,310円	
死後処置料		1回	4,200円	
エックス線フィルム複製料	半切	1枚	680円	
	大角	1枚	540円	
	大四ツ切	1枚	450円	
	四ツ切	1枚	300円	
	六ツ切	1枚	260円	
	光ディスク	1枚	1,050円	
省略				
特別初診料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	愛媛県立中央病院	1回	3,000円
		愛媛県立今治病院	1回	1,500円
		愛媛県立新居浜病院	1回	750円
セカンドオピニオン外来料		愛媛県立中央病院	1回	3,150円
		愛媛県立今治病院	1回	1,570円
		愛媛県立新居浜病院	1回	780円
面談料		1回	5,250円	
長期入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号に規定する者以外の者が入院した場合	1日	告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じ、1点の単価を10円として計算した額に100分の105を乗じて得た額（10円未満切捨て）	

省略				
病衣提供料		1回	1,600円	
省略				
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	600円	
省略				

注1 消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、この表金額の欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額に100分の108を乗じて得た額（10円未満切捨て）を同欄に規定する額とする。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

別表第2（第2条関係）

名称	区分	単位	金額
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯 冠修復 加金	白金 大白歯	1個 31,890円
		前歯及び小臼歯	1個 30,830円
	金合金	白金 大白歯	1個 31,310円
		前歯及び小臼歯	1個 30,440円
	チタン	前歯、小臼歯及び大白歯	1個 29,330円
	ポーセレンインレー		1個 29,310円
	隣接面加算料		1面 9,800円
	咬頭被覆料		1歯 11,450円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	白金加金	1歯 15,830円
		金合金	1歯 15,430円
		金パラ銀合金	1歯 14,250円
		チタン	1歯 13,780円
	仮義歯 料	全部床	1床 102,750円
		9歯～14歯欠損床	1床 88,280円
		1歯～8歯欠損床	1床 74,060円
アタッチメント・テレスコープ設計料		1装置 53,950円	

省略				
病衣提供料		1回	1,680円	
省略				
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	630円	
省略				

- 注1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

別表第2（第2条関係）

名称	区分	単位	金額
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯 冠修復 加金	白金 大白歯	1個 33,480円
		前歯及び小臼歯	1個 32,370円
	金合金	白金 大白歯	1個 32,870円
		前歯及び小臼歯	1個 31,960円
	チタン	前歯、小臼歯及び大白歯	1個 30,790円
	ポーセレンインレー		1個 30,770円
	隣接面加算料		1面 10,290円
	咬頭被覆料		1歯 12,020円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	白金加金	1歯 16,620円
		金合金	1歯 16,200円
		金パラ銀合金	1歯 14,960円
		チタン	1歯 14,460円
	仮義歯 料	全部床	1床 107,880円
		9歯～14歯欠損床	1床 92,690円
		1歯～8歯欠損床	1床 77,760円
アタッチメント・テレスコープ設計料		1装置 56,640円	

金属アレルギー検査料			1 試料	3,090円	
ろう着料	白金加金		1 箇所	7,240円	
	金合金		1 箇所	7,160円	
	陶材焼付け用合金		1 箇所	8,810円	
	アタッチメント		1 箇所	10,200円	
根面キヤップ料	白金加金		1 歯	17,110円	
	金合金		1 歯	16,320円	
	チタン		1 歯	13,520円	
隙料	白金加金		1 個	14,710円	
	金合金		1 個	14,510円	
	チタン		1 個	14,150円	
全部鑄造冠料	白金加金		1 歯	59,740円	
	金合金		1 歯	59,810円	
	チタン		1 歯	55,490円	
前装冠料	レジン前装冠	白金加金	1 歯	66,220円	
		金合金	1 歯	65,430円	
		チタン	1 歯	62,140円	
	陶歯前装冠	白金加金	1 歯	71,860円	
		金合金	1 歯	71,080円	
		陶材焼付け冠	1 歯	74,290円	
		チタン	1 歯	67,540円	
		陶材焼付け用チタン	1 歯	68,150円	
	歯冠継続歯料	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	69,390円
			金合金	1 歯	68,600円
チタン			1 歯	65,560円	
陶歯前装金属裏装		白金加金	1 歯	72,010円	
		金合金	1 歯	71,230円	
		チタン	1 歯	67,950円	
全部レジン冠		白金加金	1 歯	69,700円	
		金合金	1 歯	68,920円	
		チタン	1 歯	65,680円	
全部陶歯冠	白金加金	1 歯	71,800円		
	金合金	1 歯	71,010円		
	チタン	1 歯	67,430円		
全部被覆冠	ジャケツト冠	陶材	1 歯	76,060円	
	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	63,050円
			金合金	1 歯	62,270円
チタン			1 歯	58,850円	

金属アレルギー検査料			1 試料	3,240円	
ろう着料	白金加金		1 箇所	7,600円	
	金合金		1 箇所	7,510円	
	陶材焼付け用合金		1 箇所	9,250円	
	アタッチメント		1 箇所	10,710円	
根面キヤップ料	白金加金		1 歯	17,960円	
	金合金		1 歯	17,130円	
	チタン		1 歯	14,190円	
隙料	白金加金		1 個	15,440円	
	金合金		1 個	15,230円	
	チタン		1 個	14,850円	
全部鑄造冠料	白金加金		1 歯	62,720円	
	金合金		1 歯	62,800円	
	チタン		1 歯	58,260円	
前装冠料	レジン前装冠	白金加金	1 歯	69,530円	
		金合金	1 歯	68,700円	
		チタン	1 歯	65,240円	
	陶歯前装冠	白金加金	1 歯	75,450円	
		金合金	1 歯	74,630円	
		陶材焼付け冠	1 歯	78,000円	
		チタン	1 歯	70,910円	
		陶材焼付け用チタン	1 歯	71,550円	
	歯冠継続歯料	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	72,850円
			金合金	1 歯	72,030円
チタン			1 歯	68,830円	
陶歯前装金属裏装		白金加金	1 歯	75,610円	
		金合金	1 歯	74,790円	
		チタン	1 歯	71,340円	
全部レジン冠		白金加金	1 歯	73,180円	
		金合金	1 歯	72,360円	
		チタン	1 歯	68,960円	
全部陶歯冠	白金加金	1 歯	75,380円		
	金合金	1 歯	74,560円		
	チタン	1 歯	70,800円		
全部被覆冠	ジャケツト冠	陶材	1 歯	79,860円	
	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1 歯	66,200円
			金合金	1 歯	65,380円
チタン			1 歯	61,790円	

		陶歯前装金属裏装	白金加金	1 歯	71,800円			陶歯前装金属裏装	白金加金	1 歯	75,380円
			金合金	1 歯	71,010円				金合金	1 歯	74,560円
			陶材焼付け用合金	1 歯	72,850円				陶材焼付け用合金	1 歯	76,490円
			チタン	1 歯	67,740円				チタン	1 歯	71,120円
			陶材焼付け用チタン	1 歯	67,860円				陶材焼付け用チタン	1 歯	71,250円
	白歯部	金属	白金加金	1 歯	58,480円		白 ^{きょう} 歯部	金属	白金加金	1 歯	61,400円
			金合金	1 歯	57,690円				金合金	1 歯	60,570円
			チタン	1 歯	54,180円				チタン	1 歯	56,880円
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	71,650円			陶歯・陶材	白金加金	1 歯	75,230円
			金合金	1 歯	70,870円				金合金	1 歯	74,410円
			陶材焼付け用合金	1 歯	75,990円				陶材焼付け用合金	1 歯	79,780円
			チタン	1 歯	67,260円				チタン	1 歯	70,620円
			陶材焼付け用チタン	1 歯	70,320円				陶材焼付け用チタン	1 歯	73,830円
有床義歯料	金属床義歯（バー及び維持装置を含む。）	12歯～14歯欠損床	白金加金	1 床	306,340円	有床義歯料	金属床義歯（バー及び維持装置を含む。）	12歯～14歯欠損床	白金加金	1 床	321,650円
			金合金	1 床	293,090円				金合金	1 床	307,740円
			特殊合金	1 床	190,540円				特殊合金	1 床	200,060円
			チタン合金	1 床	273,760円				チタン合金	1 床	287,440円
		9 歯～11 歯欠損床	白金加金	1 床	261,280円			9 歯～11 歯欠損床	白金加金	1 床	274,340円
			金合金	1 床	247,440円				金合金	1 床	259,810円
			特殊合金	1 床	180,200円				特殊合金	1 床	189,200円
			チタン合金	1 床	228,100円				チタン合金	1 床	239,500円
		5 歯～8 歯欠損床	白金加金	1 床	217,570円			5 歯～8 歯欠損床	白金加金	1 床	228,440円
			金合金	1 床	203,730円				金合金	1 床	213,910円
			特殊合金	1 床	170,090円				特殊合金	1 床	178,590円
			チタン合金	1 床	196,410円				チタン合金	1 床	206,230円
		1 歯～4 歯欠損床	白金加金	1 床	173,200円			1 歯～4 歯欠損床	白金加金	1 床	181,850円
			金合金	1 床	159,650円				金合金	1 床	167,630円

		特殊合 金	1 床	153,540円
		チタン 合金	1 床	151,900円
特殊義 歯料（ バー及 び維持 装置を む。）	全部床		1 顎	170,790円
	9 歯～14歯欠損床		1 床	137,660円
	1 歯～8 歯欠損床		1 床	121,300円
軟質裏 装材に よるリ ベース 料			1 床	30,610円
軟質裏 装材（ レジン 床）料	全部床		1 顎	182,220円
	9 歯～14歯欠損床		1 床	146,190円
	1 歯～8 歯欠損床		1 床	114,740円
鑄造パ ー料	白金加金		1 個	28,540円
	金合金		1 個	26,980円
鋳 鈎料	鑄造鈎	白金加金	1 個	23,420円
		金合金	1 個	22,960円
		特殊合金	1 個	20,940円
	屈曲鈎	白金加金	1 個	17,770円
フック ・スパー、ス ティ ー・レス ト料	鑄造フック・ス パー、ステ ィー・レス ト	白金加金	1 個	15,380円
		金合金	1 個	14,990円
		特殊合金	1 個	13,290円
	屈曲フック・ス パー、ステ ィー・レス ト	白金加金	1 個	10,660円
白歯金 属歯料	白金加金		1 歯	18,990円
	金合金		1 歯	18,600円
	金パラ銀合金		1 歯	17,410円
テレス コープ クラウ ン料	白金加金		1 歯	86,610円
	金パラ銀合金		1 歯	81,340円
ミーリ ング装 置料	支台歯		1 歯	83,330円
	支台歯バー・ダミー		1 歯	79,270円
特殊義 歯修理 料			1 床	19,310円
マウス ガード 料			1 個	20,450円

		特殊合 金	1 床	161,210円
		チタン 合金	1 床	159,490円
特殊義 歯料（ バー及 び維持 装置を む。）	全部床		1 顎	179,320円
	9 歯～14歯欠損床		1 床	144,540円
	1 歯～8 歯欠損床		1 床	127,360円
軟質裏 装材に よるリ ベース 料			1 床	32,140円
軟質裏 装材（ レジン 床）料	全部床		1 顎	191,330円
	9 歯～14歯欠損床		1 床	153,490円
	1 歯～8 歯欠損床		1 床	120,470円
鑄造パ ー料	白金加金		1 個	29,960円
	金合金		1 個	28,320円
鋳 鈎料	鑄造鈎	白金加金	1 個	24,590円
		金合金	1 個	24,100円
		特殊合金	1 個	21,980円
	屈曲鈎	白金加金	1 個	18,650円
フック ・スパー、ス ティ ー・レス ト料	鑄造フック・ス パー、ステ ィー・レス ト	白金加金	1 個	16,140円
		金合金	1 個	15,730円
		特殊合金	1 個	13,950円
	屈曲フック・ス パー、ステ ィー・レス ト	白金加金	1 個	11,190円
白歯金 属歯料	白金加金		1 歯	19,930円
	金合金		1 歯	19,520円
	金パラ銀合金		1 歯	18,280円
テレス コープ クラウ ン料	白金加金		1 歯	90,940円
	金パラ銀合金		1 歯	85,400円
ミーリ ング装 置料	支台歯		1 歯	87,490円
	支台歯バー・ダミー		1 歯	83,230円
特殊義 歯修理 料			1 床	20,270円
マウス ガード 料			1 個	21,470円

注 別表第1注1の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。

別表第3（第2条関係）

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			室料	差額
室料 差額	愛媛県立 中央病院	特 別 室	23,150円	
		個 室	9,260円	
	愛媛県立 今治病院	特 別 室 (A)	12,280円	
		特 別 室 (B)	8,280円	
		個 室 (A)	7,280円	
		個室 (B 1)	6,280円	
		個室 (B 2)	3,780円	
		2 人 室 (A)	2,280円	
	愛媛県立 南宇和病院	2 人 室 (B)	1,780円	
		特 別 室	7,780円	
		個 室 (A)	5,280円	
		個 室 (B)	3,780円	
	愛媛県立 新居浜病院	2 人 室	1,780円	
		特 別 室	7,780円	
		個室 (A 1)	5,280円	
		個室 (A 2)	4,780円	
		個室 (B 1)	3,280円	
		個室 (B 2)	2,280円	

注 別表第1注1の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区 分	金 額	備考	
駐車 場使 用料	愛媛 県立 中央 病院	外来 患者	駐車時間 が24時間 以内の場 合	駐車時間3時間を超える 30分までごとに50円の割 合で算出した額（この額 が1,000円を超える場合に あつては、1,000円） _____	省略
			駐車時間 が24時間 を超える 場合	駐車時間24時間までごと につき、30分までごとに 50円の割合で算出した額 （この額が1,000円を超え る場合にあつては、1,000 円） _____	
	愛媛 県立 今治 病院				

別表第3（第2条関係）

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別 表第1第8 号に規定す る助産に係 る資産の譲 渡等に該当 するものに 係るもの	左記以外の もの
室料 差額	愛媛県立 中央病院	特 別 室	22,850円	24,000円
		個 室	9,520円	10,000円
	愛媛県立 今治病院	特 別 室 (A)	12,280円	12,900円
		特 別 室 (B)	8,280円	8,700円
		個 室 (A)	7,280円	7,650円
		個室 (B 1)	6,280円	6,600円
		個室 (B 2)	3,780円	3,970円
		2 人 室 (A)	2,280円	2,400円
	愛媛県立 南宇和病院	2 人 室 (B)	1,780円	1,870円
		特 別 室	7,780円	8,170円
		個 室 (A)	5,280円	5,550円
		個 室 (B)	3,780円	3,970円
	愛媛県立 新居浜病院	2 人 室	1,780円	1,870円
		特 別 室	7,780円	8,170円
		個室 (A 1)	5,280円	5,550円
		個室 (A 2)	4,780円	5,020円
		個室 (B 1)	3,280円	3,450円
		個室 (B 2)	2,280円	2,400円

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区 分	金 額	備考	
駐車 場使 用料	愛媛 県立 中央 病院	外来 患者	駐車時間 が24時間 以内の場 合	駐車時間3時間を超える 30分までごとに50円の割 合で算出した額（この額 が1,000円を超える場合に あつては、1,000円）に 100分の105を乗じて得た 額	省略
			駐車時間 が24時間 を超える 場合	駐車時間24時間までごと につき、30分までごとに 50円の割合で算出した額 （この額が1,000円を超え る場合にあつては、1,000 円）に100分の105を乗じ て得た額	
	愛媛 県立 今治 病院				

見舞人	省略		
	駐車時間が1時間がを超え24時間以内の場合	駐車時間1時間を超える30分までごとに50円の割合で算出した額を150円に加えた額(この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円) _____	
	駐車時間が24時間を超える場合	駐車時間24時間までごとにつき、30分までごとに50円の割合で算出した額(この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円) _____	
その他病院来訪者	駐車時間30分までごとに150円の割合で算出した額 _____	省略	

注 省略

見舞人	省略		
	駐車時間が1時間がを超え24時間以内の場合	駐車時間1時間を超える30分までごとに50円の割合で算出した額を150円に加えた額(この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円)に100分の105を乗じて得た額	
	駐車時間が24時間を超える場合	駐車時間24時間までごとにつき、30分までごとに50円の割合で算出した額(この額が1,000円を超える場合にあつては、1,000円)に100分の105を乗じて得た額	
その他病院来訪者	駐車時間30分までごとに150円の割合で算出した額に100分の105を乗じて得た額	省略	

注1 省略

2 1件の駐車場使用料(駐車時間が24時間を超える場合にあつては、24時間までごとについての額)に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正)

第2条 愛媛県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する金額とする。</p> <p>省略</p> <p>2~4 省略</p>	<p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する金額とする。</p> <p>省略</p> <p>2~4 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(愛媛県立病院料金規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県立病院料金規程(以下「改正後の病院料金規程」という。)別表第1人間ドックの項及びPETがんドックの項の規定は、この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に通院を始めて受ける人間ドック及びPETがんドックに係る料金について適用し、施行日前に通院を始めて受ける人間ドック及びPETがんドックに係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の病院料金規程別表第3の規定は、施行日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、施行日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。

4 改正後の病院料金規程別表第4の規定は、施行日以後に徴収する駐車場使用料について適用する。

(愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前から継続して供給している工業用水の供給で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。